

河合町街再生本部設置要綱

第1章 本部

(設置及び目的)

第1条 河合のまちの夢ビジョンを策定し、町の活性化、人口減少問題に町民とともに研究し、取り組んできた本町において、国の「まち・ひと・しごと創生本部」の設置および戦略を礎として、夢の実現を加速させるため、河合町街再生本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部は、町再生のための総合戦略等の作成と監理を行うことを目的とする。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長、本部員及びアドバイザーをもって構成する。

2 本部長は町長、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、各部次長をもって充てる。

4 アドバイザーは参与をもって充てる。

(会議)

第3条 本部の会議は本部長が招集する。

2 本部長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 副本部長は、本部長を代理する。

(戦略会議)

第4条 本部に戦略会議を設置する。なお、この部会は夢ビジョンシステムにおける戦略会議とみなす（以下戦略会議について同じ）。

2 戦略会議の名称及び所管は別紙のとおりとする。

(若者戦略会議)

第5条 若者の積極的な意見提案を求めるため、本部に若者戦略会議を設置することができる。

(意見徴収)

第6条 本部は、その目的を達成するため、さまざまな意見を徴収するものとする。

第2章 調査審議組織等

(街再生協議会)

第7条 本部が行う重要な決定事項について調査審議するため、街再生協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の構成員は本部長が決定する。

(街再生有識者懇談会)

第8条 本部長は、必要があると認められるときは、関係者および有識者に意見を求め、または会議及び協議会に出席を求めることができる。

第3章 その他

(事務局)

第9条 本部の事務局を政策調整課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項については本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。